

公 示 日 : 2025 年 4 月 16 日 (水)

調達管理番号 : 25a00083

国 名 : ザンビア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト終了時評価及び同フ
ェーズ 2 詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 6 月下旬から 2025 年 8 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.43
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	28 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 5 月 9 日 (金) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照く

ださい。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 20 日（火）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

終了時評価の対象である技術協力プロジェクト(MoReDep)において、専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

また、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、技術協力プロジェクト（MoReDep2）等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

近隣の黄熱病流行国に渡航予定のある場合は、黄熱病ワクチンを接種することを勧めます。

6. 業務の背景

ザンビアの労働力人口の約 67%¹が農業に従事しており、農業部門の GDP は 9.8%²を占める。ザンビアでは長年、主食であるメイズに対する偏重した農業政策³を行っており、2017 年度の農業部門の予算の 69.9%⁴がこのメイズ農家向け支援に充てられ農業部門の財政を大きく圧迫している。現政権下における中期計画である第 8 次国家開発計画（8NDP）においても、農業分野は鉱業に依存する経済構造の多角化を進める重要な分野として位置づけられている。また、具体的な政策の実施方針を示した「包括的農業変革支援プログラム（CATSP 2024-2033）」においても、作物生産の多様化の必要性が謳われており、中でも都市部を中心に近年消費量が増大しているコメは多角化を進める上で重要な作物であることが明言されている。

ザンビアにおけるコメの消費量は都市部を中心に増加傾向にあるが、栽培技術や収穫後処理技術が未熟なため、生産性は全国平均で 1.16t/ha⁵と低く、隣国マラウイの 1.92t/ha、ジンバブエの 2.26t/ha より低位である。国内の需要（約

¹ 出典：Ministry of Agriculture and Ministry of Fisheries and Livestock. 2016. Second National Agricultural Policy.

² 2006年から2015年の平均値。（出典：Seventh National Development Plan 2017-2021, Ministry of National Development Planning of Zambia, 2017）

³ ①農家による種子と肥料の購入を補助する農家投入剤補助プログラム（Farmer Input Support Programme: FISP）、②収穫されたメイズを食糧備蓄庁が買い取る戦略的食料備蓄（Strategic Food Reserves）

⁴ 出典：Indaba Agricultural Policy Research Institute 2016, 2017 Agricultural Sector Budget Analysis.

⁵ 2010-2011から2014-15の平均値。（出展：Second National Rice Development Strategy 2016-2020, Ministry of Agriculture, 2016）

62,500⁶トン/年)を国内供給量(約47,500トン/年)で賄えず、不足分は近隣国や東南アジアから輸入している。

ザンビア政府は、2016年から2020年を対象とする「第二次国家農業政策(Second National Agricultural Policy (SNAP))」を策定し、農業セクターを鉱業セクターに次ぐ経済成長の原動力と位置づけた上で、多くの小規模農家が居住する地方の貧困問題の解決のためには、農業セクターが果たす役割が大きいと総括した。ここでも換金作物としてのコメは作物多様化の観点から重点作物と位置付けられており、本事業が目指す稲作振興は、国家開発計画、国家農業政策に沿う協力となる。

第三次稲作振興戦略(T-NRDS 2022-2026)では、コメ生産量を2026年までに93,420tとすることが掲げられている。これらの政策や戦略文書に沿う形で、農業省は、2012年から現在に至るまで、日本政府の支援により複数のプロジェクトを実施してきた。

なお、本事業の前フェーズである技術協力プロジェクト(「コメ普及支援プロジェクト2015年1月～2019年9月」、以下「前フェーズ」)では、農業省試験場でのイネの試験・研究の基盤整備、栽培ガイドラインなどの稲作普及教材の体系化、カスケード式普及手法を利用したマスタートレーナー、農業普及員、デモ圃場を管理する篤農家向けの研修プログラムを実施した。この結果、5,000人を超える人材が稲作技術を得た。ただし、引き続き、研修教材や開発した技術の現場での検証、試験研究を通じた技術の整理、農家の市場アクセス強化など、継続して取り組むべき課題が残されている。

本事業は、ザンビア全土において、コメの生産性向上のための栽培技術の改良、技術の普及、稲作クラスター⁷の形成、稲作農家の市場へのアクセス改善を行うことにより、換金作物としてのコメの生産振興を図り、もって稲作による農家の所得向上に寄与するものである。

「市場志向型稲作振興プロジェクト」(以下、MoReDep)の概要

① プロジェクト実施期間：2019年10月～2025年9月(計72か月)

② プロジェクト目標：

プロジェクトのエントリー州で換金作物としてのコメの生産振興を図られる。

③ 期待される成果：

成果1. コメ生産性向上のために必要な情報、技術の提供を通じて栽培

⁶ 出典：Ministry of Agriculture (2014)

⁷ 稲作クラスターのイメージは、市場アクセスを有し、一定規模の稲作(生産量と生産面積の面で)が実践されている地域

技術が改良される。

成果 2. プロジェクト対象地域において、技術普及を通じて稲作クラスターが形成される。

成果 3. プロジェクト対象地域における稲作農家による市場へのアクセスが向上される。

④ 対象地域：

ザンビア全土（ただし、成果 1 に関する活動はルアブラ州とルサカ州、成果 2 に関する活動はルアブラ州、成果 3 に関する活動は西部州を主な対象として実施する。成果 2 と成果 3 は、本事業で検証するアプローチについてこれらの州で成功事例を創出し、他州へ展開する予定（このため、以下、ルアブラ州と西部州は「エントリー州」とする）。

⑤ 実施機関／カウンターパート機関：農業省（MOA）傘下の以下の 3 部署（農業局、アグリビジネス・マーケティング局、ザンビア農業研究所）

⑥ プロジェクトの実施形態：直営型

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価分析担当団員として終了時評価及び新規案件協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

（ア）MoReDepについて、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。2025年9月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

（イ）（ア）の結果を参考にしつつ、要請のあった「市場志向型稲作振興プロジェクト フェーズ 2」（以下、MoReDep2）について、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 6 月下旬)

(ア) MoReDep 終了時評価

- ① 既存の文献、報告書等をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ザンビア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(イ) MoReDep2 詳細計画策定調査

- ① 要請背景・内容を把握（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。現地調査で収集すべき情報を検討し、ザンビア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ② 現行プロジェクト専門家、その他関係者等から、E メールやオンライン会議等を通して情報収集を行い、後継プロジェクトの形成にあたって確認すべき情報・調査項目を整理し、調査工程を提案する。
- ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operation) 案を検討する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025 年 6 月下旬～2025 年 7 月下旬)

(ア) MoReDep 終了時評価

- ① JICA ザンビア事務所、ザンビア関係機関等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、調査の目的・方法・手順等について説明

を行い、議事録を作成する。

- ③ ザンビア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき質問表を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、現行プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 各ヒアリングの議事録を作成する。
- ⑥ 準備業務並びに上記③～⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員及びザンビア側 C/P 等とともに評価 6 基準の観点から評価を行うとともに教訓を抽出し、評価報告書（案）（英語）を取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。現地調査結果をJICAザンビア事務所、ザンビア関係者機関等へ報告する。

（イ） MoReDep2 詳細計画策定調査

- ① JICA ザンビア事務所等との打合せに参加する。
- ② ザンビア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また他団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下の通り。
 - 1) 要請背景・内容
 - 2) 関連する開発計画、政策、制度
 - 3) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) (役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配布の仕組み
 - 4) 農業省の各州の普及体制の現状と課題
 - 5) 種子の需要・供給のマッチングに向けた現状と課題
 - 6) 重点サイトにおける農民協同組合 (cooperative)、水利組合の活動、灌漑施設の整備・維持管理状況、農業機械化の実態と課題

- 7) 輸出戦略策定に向けた政府の戦略・検討状況
- 8) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、IRRI、NGO 等）の活動動向、連携の可能性
- 9) 現地コンサルタント等の情報
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussion）を他団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁸を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析・とりまとめに協力する。
- ⑦ 実施機関に対する R/D（案）を含む M/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野にかかる現地調査結果を JICA ザンビア事務所等に報告する。

（3） 整理業務（2025 年 7 月下旬～8 月中旬）

（ア） MoReDep 終了時評価

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

（イ） MoReDep2 詳細計画策定調査

- ① 収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の全体取りまとめを行う。
- ② 報告会等に出席し、担当分野にかかる調査結果を報告する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他団員とともに取りまとめる。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成したものを含めたとりまとめを行

⁸ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>

う。また、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（終了時評価）

- 業務完了報告書（各案件の PDM 比較分析結果を含む）

2025 年 8 月 15 日（金）までに提出。次の報告書等①～③については電子データで提出する。

- ① 評価報告書（和文、英文）
- ② 評価調査結果要約表（案）（和文、英文）
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文、収集資料一式含む）

（詳細計画策定調査）

- 担当分野にかかる詳細策定調査報告書（和文）

2025 年 8 月 15 日（金）までに電子データで提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 6 月 29 日～2025 年 7 月 26 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しております。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) SHEP 評価 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 携帯電話、Wi-Fi ルーターの提供：
ザンビア事務所より携帯電話、Wifi ルーターの貸し出しが可能です。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 事業事前評価表
- ・ 詳細計画策定調査報告書 (現行案件)
- ・ プロジェクトモニタリングシート (現行案件)
- ・ 要請書 (英文) (後継案件)
- ・ 要請案件調査票 (後継案件)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上